

第5回太良町議会（定例会第4回）

令和5年12月8日～12月15日

議 案

令和5年第5回太良町議会（定例会第4回）

会期（案）

会 期 8日間（12月8日～12月15日）

日 次	月 日	曜	種 別	開会時刻	摘 要
第 1 日	1 2 . 8	金	本 会 議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議員派遣の件・行政報告 議案一括上程 町長の提案理由の説明 委員長報告
第 2 日	1 2 . 9	土	休 会	—	
第 3 日	1 2 . 1 0	日	休 会	—	
第 4 日	1 2 . 1 1	月	（ 議 案 調 査 ）		
第 5 日	1 2 . 1 2	火	本 会 議	9時30分	一般質問
第 6 日	1 2 . 1 3	水	本 会 議	9時30分	一般質問
第 7 日	1 2 . 1 4	木	（ 議 案 調 査 ）		
第 8 日	1 2 . 1 5	金	本 会 議	9時30分	議案審議・討論・採決・閉会

令和5年第5回太良町議会（定例会第4回）

議事日程第1号

第1日目

12月8日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議員派遣の件について
日程第 5	行政報告について
日程第 6	議案一括上程 町長提案 諮問第 4号 議案第72号～議案第95号 町長の提案理由の説明
日程第 7	委員長報告 総務常任委員会（行政視察） 経済建設常任委員会（所管事務調査）

提 出 議 案 目 録

- 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第 7 2 号 太良町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第 7 3 号 太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 4 号 太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 5 号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 6 号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 8 号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 9 号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 0 号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 1 号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 2 号 太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 3 号 太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 4 号 太良町過疎地域持続的発展計画の変更について

- 議案第85号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第86号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について
- 議案第87号 指定管理者の指定について
- 議案第88号 指定管理者の指定について
- 議案第89号 令和5年度太良町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第90号 令和5年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第91号 令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第92号 令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第93号 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第94号 令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第95号 令和5年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について

上記のとおり

令和 5年12月 8日

太良町長 永 淵 孝 幸

議員派遣の報告

令和5年12月8日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 令和5年度 一期目議員研修会

- (1) 目的 改選町の一期目議員を対象とした研修
- (2) 派遣場所 佐賀県市町会館
- (3) 期間 令和5年10月31日
- (4) 派遣議員 峰議員、森田議員、大鋸議員

2 令和5年度 市町村議会議員研修「1年目議員のために」

- (1) 目的 地方議員としての大切なルールを確認し、議員として理解しておくべき基本的な事項を学んだうえで、議員としての責任や役割について考え、これからの議員活動を支える基礎力を養う。
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」
- (3) 期間 令和5年11月8日～10日
- (4) 派遣議員 峰議員

3 令和5年度 町議会広報研修会

- (1) 目的 議会活動に対する住民の理解と関心を深めることが要請されていることにかんがみ、議会広報の向上発展に資するため
- (2) 派遣場所 佐賀県市町会館
- (3) 期間 令和5年11月20日
- (4) 派遣議員 議会広報編集特別委員会委員 5人

議 員 派 遣 の 件

令和 5 年 1 2 月 8 日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

1 第26回市町行政講演会

- (1) 目 的 地方自治体に携わるものとしての職務遂行に必要な知識および諸情報を取得して、更なる活性化を図り住民福祉の向上に資する。
- (2) 派遣場所 佐賀市文化会館
- (3) 期 間 令和6年2月5日
- (4) 派遣議員 全議員

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和5年12月8日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

住 所

氏 名 岡 絵里子

生年月日

（提案理由）

令和6年6月30日をもって任期満了となる岡絵里子氏を継続推薦するに当たり、議会の意見を求めるため、この案を提出する。

議案第72号

太良町漁業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

太良町漁業集落排水事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月8日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

地方公営企業法の一部を適用するにあたり、必要な事項を定めるため太良町漁業集落排水事業の設置等に関する条例を制定したいので、この案を提出する。

別紙

太良町漁業集落排水事業の設置等に関する条例（案）

（設置）

第1条 漁業集落の生活環境の向上を図るため、漁業集落排水事業を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、漁業集落排水事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第3条 漁業集落排水事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 漁業集落排水処理施設の名称、位置及び区域は、別表に掲げるとおりとする。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない漁業集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により漁業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、漁業集落排水事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 帳票の管理に関する事務
- (4) 収入伝票、支払伝票等の発行に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 漁業集落排水事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が10万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、漁業集落排水事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、漁業集落排水事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(太良町特別会計条例の廃止)

2 太良町特別会計条例(昭和39年太良町条例第12号)は、廃止する。

(太良町職員定数条例の一部改正)

3 太良町職員定数条例(昭和30年太良町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「90名」を「88名」に改め、同項中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 漁業集落排水事業職員 2名

(太良町漁業集落排水処理施設事業受益者分担金の徴収に関する条例の一部改正)

- 4 太良町漁業集落排水処理施設事業受益者分担金の徴収に関する条例(平成10年太良町条例第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

太良町漁業集落排水事業受益者分担金の徴収に関する条例

第1条中「漁業集落排水処理施設事業」を「漁業集落排水事業」に改める。

(太良町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 5 太良町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成12年太良町条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

太良町漁業集落排水事業の管理に関する条例

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「図るため」を「図るために設置する」に改め、「(以下「施設」という。)を設置し、本施設」を削り、「関して」を「関しては、」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

別表(第3条関係)

施設の名称	終末処理施設の位置	処理区域
竹崎浄化センター	太良町大字大浦字竹崎甲1番15	竹崎地区(甲641番3及び甲493番4を除く。)

議案第73号

太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月8日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

太良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正する条例(平成27年太良町条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの」を「健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの」に改める。

別表第2の7項及び8項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第74号

太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月 8日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

育児休業をしている職員に係る期末手当の支給対象に会計年度任用職員を加えるため、太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町職員の育児休業等に関する条例（令和4年太良町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第8条中「(会計年度任用職員を除く。)」を「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。次項において同じ。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を
改正する条例の制定について

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月 8日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

佐賀県人事委員会勧告に基づき、太良町議会議員の期末手当の支給割合を改
定するため、太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正
したいので、この案を提出する。

別紙

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を
改正する条例（案）

第 1 条 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和 30 年太良町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（期末手当の内払い）

2 第 1 条改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第76号

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月 8日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

佐賀県人事委員会勧告に基づき、町長等の期末手当の支給割合を改定するため、町長等の諸給与条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例（案）

第1条 町長等の諸給与条例（昭和31年太良町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 町長等の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（期末手当の内払い）

- 2 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第77号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月 8日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

佐賀県人事委員会勧告に基づき、職員の給与に関する条例の一部を改正したので、この案を提出する。

別紙

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和30年太良町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の120」を「100分の125」に同条第3項中「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（別紙）

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に同条第3項中「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による別表第1の改正は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払い）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	162,100	209,300	241,800	272,600	296,900	326,300
2	163,300	210,900	243,200	274,200	298,900	328,500
3	164,500	212,400	244,600	275,700	301,100	330,800
4	165,600	213,900	246,000	277,300	303,100	332,900
5	166,700	215,400	247,200	278,800	305,000	334,900
6	167,900	217,100	248,900	280,400	307,300	336,900
7	169,000	218,800	250,300	282,200	309,600	338,900
8	170,100	220,400	251,700	284,000	311,600	340,900
9	171,100	222,000	252,700	285,800	313,300	342,900
10	172,500	223,600	254,100	287,800	315,600	344,900
11	173,900	225,100	255,500	289,800	317,800	347,100
12	175,200	226,500	256,800	291,800	319,900	349,100
13	176,400	227,600	258,000	293,700	322,000	351,100
14	177,900	229,000	259,300	295,700	324,000	353,200
15	179,500	230,400	260,400	297,700	326,000	355,100
16	181,100	231,800	261,500	299,700	327,900	357,000
17	182,200	233,200	262,800	301,300	329,900	358,900
18	183,600	234,800	264,400	303,300	332,000	360,900
19	185,100	236,300	265,700	305,300	334,000	362,700
20	186,500	237,700	267,100	307,200	336,000	364,600
21	187,800	238,900	268,300	309,100	337,900	366,500
22	190,200	240,400	269,800	311,000	340,000	368,400
23	192,400	241,800	271,400	312,900	342,000	370,300
24	194,700	243,200	273,000	314,800	343,900	372,300
25	196,900	244,200	274,600	316,600	345,400	374,100
26	198,600	245,600	276,500	318,700	347,400	376,000
27	200,300	247,000	278,200	320,700	349,300	378,000
28	201,900	248,100	280,000	322,700	351,200	379,900
29	203,300	249,200	281,700	324,700	352,800	381,400
30	204,900	250,100	283,400	326,700	354,700	383,300
31	206,400	251,000	285,100	328,700	356,500	385,100
32	207,900	251,900	286,800	330,800	358,400	386,600

33	209,300	252,800	288,400	332,100	360,100	388,300
34	210,600	253,700	290,200	334,100	361,900	389,800
35	211,800	254,600	292,000	336,100	363,700	391,200
36	213,000	255,400	293,700	338,100	365,400	392,600
37	214,200	256,200	295,200	339,900	366,800	393,900
38	215,400	257,500	296,900	341,900	368,200	395,200
39	216,500	258,700	298,500	343,900	369,500	396,400
40	217,600	259,800	300,100	345,800	370,800	397,500
41	218,700	260,900	301,800	347,500	372,000	398,600
42	219,700	262,200	303,400	349,400	372,900	399,800
43	220,700	263,500	305,100	351,300	374,000	401,100
44	221,700	264,700	306,600	353,100	375,100	402,200
45	222,700	265,900	308,400	354,600	375,800	402,900
46	223,600	267,200	310,000	356,000	376,700	403,600
47	224,500	268,500	311,600	357,500	377,600	404,300
48	225,300	269,700	313,200	359,000	378,600	405,000
49	226,100	270,800	314,200	360,500	379,500	405,600
50	227,000	271,900	315,700	361,300	380,300	406,200
51	227,900	273,000	317,200	362,400	381,100	406,800
52	228,800	274,100	318,900	363,400	381,900	407,200
53	229,500	275,200	320,400	364,300	382,600	407,600
54	230,400	276,300	322,000	365,400	383,300	407,900
55	231,200	277,400	323,600	366,300	384,000	408,200
56	231,900	278,500	325,100	367,500	384,800	408,500
57	232,300	279,500	326,400	368,400	385,300	408,800
58	233,100	280,500	327,600	369,100	385,800	409,100
59	233,800	281,500	328,800	369,800	386,400	409,400
60	234,400	282,500	329,900	370,500	387,100	409,700
61	234,900	283,500	330,600	370,900	387,500	410,000
62	235,600	284,600	331,500	371,500	388,200	410,300
63	236,100	285,500	332,300	372,200	388,800	410,600
64	236,600	286,400	333,100	373,000	389,400	410,900
65	237,100	287,000	334,000	373,300	389,900	411,200
66	237,700	287,700	334,400	374,000	390,500	411,500
67	238,300	288,400	335,000	374,700	391,100	411,800
68	238,900	289,300	335,800	375,400	391,700	412,100
69	239,300	290,300	336,600	375,700	392,100	412,300

70	239,800	291,100	337,300	376,300	392,600	412,600
71	240,300	291,900	338,000	377,000	393,100	413,000
72	240,800	292,700	338,700	377,600	393,700	413,300
73	241,200	293,300	339,200	377,900	394,000	413,500
74	241,800	293,800	339,900	378,600	394,400	413,800
75	242,400	294,200	340,400	379,300	394,800	414,100
76	243,000	294,600	341,000	379,900	395,300	414,300
77	243,600	294,800	341,300	380,300	395,600	414,500
78	244,300	295,200	341,800	380,800	395,900	
79	245,000	295,400	342,200	381,400	396,200	
80	245,600	295,700	342,700	381,900	396,500	
81	246,100	295,900	343,100	382,400	396,700	
82	246,700	296,100	343,600	383,000	397,000	
83	247,300	296,500	344,100	383,500	397,300	
84	247,900	296,800	344,600	383,800	397,500	
85	248,500	297,100	344,900	384,300	397,700	
86	249,000	297,400	345,400	384,800	398,000	
87	249,500	297,700	345,900	385,200	398,300	
88	250,100	298,100	346,300	385,500	398,500	
89	250,600	298,400	346,600	385,900	398,700	
90	251,200	298,800	347,000	386,400	399,000	
91	251,700	299,100	347,500	386,800	399,300	
92	252,100	299,500	347,900	387,200	399,500	
93	252,400	299,700	348,100	387,500	399,700	
94		299,900	348,500	388,000		
95		300,300	349,000	388,400		
96		300,700	349,400	388,800		
97		300,900	349,600	389,100		
98		301,200	350,000	389,700		
99		301,600	350,400	390,100		
100		302,000	350,800	390,500		
101		302,200	351,100	390,800		
102		302,500	351,500			
103		302,900	351,900			
104		303,200	352,300			
105		303,400	352,800			
106		303,700	353,200			

107		304,100	353,600			
108		304,400	354,000			
109		304,600	354,500			
110		305,000	354,900			
111		305,400	355,200			
112		305,700	355,500			
113		305,900	356,000			
114		306,200				
115		306,500				
116		306,900				
117		307,100				
118		307,300				
119		307,600				
120		307,900				
121		308,300				
122		308,500				
123		308,800				
124		309,100				
125		309,400				
再任用職員	188,700	216,200	259,600	279,300	294,700	319,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

議案第78号

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月 8日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

地方自治法の一部改正及び佐賀県人事委員会勧告に基づき、太良町会計年度
任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、この案を
提出する。

別紙

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年太良町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第14条の2 給与条例第18条の規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第18条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第22条第1項中「以下この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第22条の2 給与条例第18条の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第18条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

別表第1を次のように改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職務の級	1級
号給	給料月級
	円
1	162,100
2	163,300
3	164,500
4	165,600
5	166,700
6	167,900
7	169,000
8	170,100
9	171,100
10	172,500
11	173,900
12	175,200
13	176,400
14	177,900
15	179,500
16	181,100
17	182,200
18	183,600
19	185,100
20	186,500
21	187,800
22	190,200
23	192,400
24	194,700
25	196,900
26	198,600
27	200,300
28	201,900
29	203,300
30	204,900
31	206,400
32	207,900
33	209,300
34	210,600
35	211,800
36	213,000
37	214,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

議案第79号

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
の制定について

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月8日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

全世代対応型の持続的な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、太良町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

太良町国民健康保険税条例（昭和 34 年太良町条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

第25条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第26条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第26条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る

子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に

掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の太良町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 80 号

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めらる。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年太良町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第7条第2項中「含む」の次に「。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ」を加える。

第15条第1項第2号中「11項」を「10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 1 号

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに
伴い条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年太良町条例第19号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章」の次に「第6章 雑則(第51条)」を加える。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第51条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 2 号

太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 8 日 提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律に基づき、太良町水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町水道事業の設置等に関する条例(昭和46年太良町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改め、「賠償責任の免除について、」を「賠償責任の免除について」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 83 号

太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 8 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律に基づき、太良町簡易水道事業の設置等
に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町簡易水道事業の設置等に関する条例(令和4年太良町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 4 号

太良町過疎地域持続的発展計画の変更について

太良町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 0 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

（提案理由）

太良町過疎地域持続的発展計画に新たな事業を追加するため、この案を提案する。

太良町過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変更箇所	変更前	変更後（案）																				
31 頁 4 行	<p>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その対策</p> <p>ア 児童福祉</p> <p>○多様な教育・保育のニーズに合わせて_____</p> <p>_____、障害児保育、延長保育など、適切なサービス提供に努めます。また、子育てに関するボランティアの育成を図り、子育て相互支援事業等を推進します。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 計画</p> <p>事業計画（令和3年度～令和7年度）</p>	<p>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その対策</p> <p>ア 児童福祉</p> <p>○多様な教育・保育のニーズに合わせて、<u>保育施設の整備・充実を図るとともに</u>、障害児保育、延長保育など、適切なサービス提供に努めます。また、子育てに関するボランティアの育成を図り、子育て相互支援事業等を推進します。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 計画</p> <p>事業計画（令和3年度～令和7年度）</p>																				
32 頁 23 行	<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施設区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</td> <td>(8) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) (略)	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展 施設区分</th> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</td> <td>(1) <u>児童福祉施設 保育所</u> (8) (略)</td> <td><u>保育所等施設整備事業</u> (略)</td> <td><u>太良町</u> (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) <u>児童福祉施設 保育所</u> (8) (略)	<u>保育所等施設整備事業</u> (略)	<u>太良町</u> (略)	
持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) (略)	(略)	(略)																			
持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) <u>児童福祉施設 保育所</u> (8) (略)	<u>保育所等施設整備事業</u> (略)	<u>太良町</u> (略)																			

議案第 85 号

辺地に係る総合整備計画の策定について

太良町辺地に係る総合整備計画について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり策定したので、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 8 日提出

太良町長 永淵 孝幸

（提案理由）

蕪田・柳谷辺地内の町道蕪田中尾線道路整備事業及び蕪田地区簡易水道施設整備事業については、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年計画で、辺地対策事業を適用し、辺地債を充当し整備したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決の必要があるため、この案を提出する。

総合整備計画書

佐賀県藤津郡太良町蕪田・柳谷辺地

(辺地の人口 88 人 面積 4.0 km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 太良町大字糸岐字蕪田、横川
 (2) 地域の中心の位置 太良町大字糸岐 7176 番地 2
 (3) 辺地度点数 113 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当町の道路網は、有明海の海岸線に沿って南北に走る国道 207 号線と JR 長崎本線を軸に、県道多良岳公園線、1 級町道など山間地域へ東西に伸びる縦横線が大半を占めている。よって、必然的に住宅、商業地域は国道沿線に広がり、主要な公共施設もこの周辺に集中している。

当計画路線（町道蕪田中尾線）は、蕪田区、柳谷区、中尾区、大野区等の山間集落を結ぶ重要な連絡路線であり、生活関連道路として重要な役割を果たしている。

しかしながら、当路線は幅員が狭いうえ、急カーブが多く、地域内に農地や鶏舎もありトラックや飼料を積んだ大型トレーラー等が頻繁に通行するため、車両の離合等にも支障をきたしており、常時危険と不便を強いられている。

また、蕪田地区においては、水道建設当時の配水管が現在も埋設されており、経年劣化による漏水が原因となり有収率が低下している状況である。

したがって、当路線の拡幅・改良・舗装事業及び管路の更新工事を行うことにより、地域振興対策として住民の生活文化の向上はもとより、地域住民の通行の安全確保、さらには火災、急患等発生時における機動力の強化が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
町道蕪田中尾線改良事業	太良町	121,060		121,060	114,900
蕪田地区簡易水道施設整備事業	太良町	95,000		95,000	47,300
合計		216,060		216,060	162,200

議案第 86 号

佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、佐賀県東部環境施設組合を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 8 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

（提案理由）

佐賀県市町総合事務組合同規約を変更する必要があるため、この案を提出する。

佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約（案）

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成 19 年佐賀県指令 18 市町村第 010014 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 1 号に関する事務の項中「神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合」を「神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合 佐賀県東部環境施設組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

議案第 87 号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 8 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町中山キャンプ場	太良町大字多良 1422 番地 太良美装 代表 江川 栄二	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の規定により、太良町中山キャンプ場の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第 88 号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 8 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町自然休養村管理センター	太良町大字多良 1422 番地 太良美装 代表 江川 栄二	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
太良町野外音楽堂		
太良町営野球場		
太良町営テニスコート		
太良町営屋内プール		
太良町民体育センター		
道越環境広場		
健康広場ゲートボール場		
太良町 B & G 海洋センター 運動広場		
太良町 B & G 海洋センター 体育館		
太良町 B & G 海洋センター 第 2 体育館		
太良町弓道場		

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の規定により、太良町社会教育施設等の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

令和5年度太良町一般会計補正予算（第6号）

令和5年度太良町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,232,390千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月8日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 分担金及び負担金		21,152	382	21,534
	1. 分担金	4,670	382	5,052
14. 国庫支出金		729,057	56,243	785,300
	1. 国庫負担金	487,387	44,448	531,835
	2. 国庫補助金	239,100	11,795	250,895
15. 県支出金		433,744	△539	433,205
	2. 県補助金	160,659	4,113	164,772
	3. 委託金	18,177	△4,652	13,525
18. 繰入金		1,523,658	44,506	1,568,164
	2. 基金繰入金	1,519,673	44,506	1,564,179
20. 諸収入		167,829	10,589	178,418
	5. 雑入	117,240	10,589	127,829
21. 町債		341,176	800	341,976
	1. 町債	341,176	800	341,976
歳入合計		8,120,409	111,981	8,232,390

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		84,018	529	84,547
	1. 議会費	84,018	529	84,547
2. 総務費		2,542,054	△53,964	2,488,090
	1. 総務管理費	2,369,762	△62,390	2,307,372
	2. 徴税費	94,819	1,420	96,239
	3. 戸籍住民基本台帳費	47,312	11,563	58,875
	4. 選挙費	27,458	△4,579	22,879
	5. 統計調査費	1,497	22	1,519
3. 民生費		1,861,314	83,334	1,944,648
	1. 社会福祉費	1,228,600	77,555	1,306,155
	2. 児童福祉費	632,712	5,779	638,491
4. 衛生費		838,041	56,360	894,401
	1. 保健衛生費	552,655	53,747	606,402
	2. 清掃費	285,386	2,613	287,999

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		555,783	2,418	558,201
	1. 農業費	315,575	1,811	317,386
	2. 林業費	155,246	407	155,653
	3. 水産業費	84,962	200	85,162
7. 商工費		277,785	1,193	278,978
	1. 商工費	277,785	1,193	278,978
8. 土木費		423,117	8,987	432,104
	1. 土木管理費	37,385	△1,448	35,937
	2. 道路橋梁費	331,315	5,135	336,450
	4. 港湾費	4,296	4,000	8,296
	5. 住宅費	35,929	1,300	37,229
9. 消防費		241,698	2,348	244,046
	1. 消防費	241,698	2,348	244,046
10. 教育費		743,678	8,226	751,904
	1. 教育総務費	94,385	1,255	95,640

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 小学校費	115,753	2,041	117,794
	3. 中学校費	216,413	14	216,427
	4. 社会教育費	107,449	1,865	109,314
	5. 保健体育費	209,678	3,051	212,729
11. 災害復旧費		19,763	2,550	22,313
	1. 農林水産施設災害復旧費	10,687	2,550	13,237
歳 出 合 計		8,120,409	111,981	8,232,390

第2表 地方債補正

追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地等災害復旧 事業債(現年災)	800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資 金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。ただし、町財政の都合 により、据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換え することができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
12. 分担金及び負担金	21,152	382	21,534	
14. 国庫支出金	729,057	56,243	785,300	
15. 県支出金	433,744	△539	433,205	
18. 繰入金	1,523,658	44,506	1,568,164	
20. 諸収入	167,829	10,589	178,418	
21. 町債	341,176	800	341,976	
歳入合計	8,120,409	111,981	8,232,390	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	84,018	529	84,547				529
2. 総務費	2,542,054	△53,964	2,488,090	6,224		5,200	△65,388
3. 民生費	1,861,314	83,334	1,944,648	1,437			81,897
4. 衛生費	838,041	56,360	894,401	46,548		3,700	6,112
6. 農林水産業費	555,783	2,418	558,201	220			2,198
7. 商工費	277,785	1,193	278,978				1,193
8. 土木費	423,117	8,987	432,104			3,000	5,987

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 消防費	241,698	2,348	244,046				2,348
10. 教育費	743,678	8,226	751,904				8,226
11. 災害復旧費	19,763	2,550	22,313	1,275	800	382	93
歳出合計	8,120,409	111,981	8,232,390	55,704	800	12,282	43,195

2 歳入

(款) 12. 分担金及び負担金 (項) 1. 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 災害復旧費分担金	880	382	1,262	1. 農林水産施設災害復旧費分担金	382	農地等災害復旧事業費分担金(補助・現年災・15%)
計	4,670	382	5,052			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

2. 衛生費国庫負担金	15,252	44,448	59,700	1. 保健衛生費負担金	44,448	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金(10/10)
計	487,387	44,448	531,835			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	98,877	10,876	109,753	1. 総務管理費補助金	10,876	社会保障・税番号制度システム整備費補助金(総務省分10/10)
2. 民生費国庫補助金	29,328	145	29,473	1. 社会福祉費補助金	145	障害者総合支援事業費補助金(1/2)
3. 衛生費国庫補助金	27,077	774	27,851	1. 保健衛生費補助金	774	循環型社会形成推進交付金(1/3)
計	239,100	11,795	250,895			

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費県補助金	39,482	1,292	40,774	2. 児童福祉費補助金	1,292	子どもの医療費補助金 (1/2) 956 母子家庭等医療費補助金 (1/2) 336
3. 衛生費県補助金	5,235	1,326	6,561	1. 保健衛生費補助金	1,326	浄化槽設置整備事業費補助金 (1/3)
4. 農林水産業費県補助金	97,920	220	98,140	1. 農業費補助金	220	中山間地域等直接支払交付金 (3/4)
8. 災害復旧費県補助金	0	1,275	1,275	1. 農林水産施設災害復旧費補助金	1,275	農地等災害復旧事業費補助金 (補助・現年災・50.0%)
計	160,659	4,113	164,772			

(款) 15. 県支出金 (項) 3. 委託金

1. 総務費委託金	18,120	△4,652	13,468	4. 選挙費委託金	△4,652	県議会議員選挙費委託金
計	18,177	△4,652	13,525			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	283,671	32,606	316,277	1. 財政調整基金繰入金	32,606	財政調整基金繰入金
9. ふるさと応援寄附金基金繰入金	1,007,600	11,900	1,019,500	1. ふるさと応援寄附金基金繰入金	11,900	ふるさと応援寄附金基金繰入金
計	1,519,673	44,506	1,564,179			

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入

4. 雑入	117,237	10,589	127,826	2. 雑入	10,589	佐賀県後期高齢者医療広域連合負担金精算返還金 2,295 介護保険費負担金精算金 7,935 特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金精算金 359
計	117,240	10,589	127,829			

(款) 21. 町債 (項) 1. 町債

6. 災害復旧債	2,600	800	3,400	1. 農林水産施設等災害復旧事業債	800	農地等災害復旧事業債(現年災)
計	341,176	800	341,976			

3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 議会費	84,018	529	84,547				529	1. 報 酬	131	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)	
								2. 給 料	26	一般職給	
								3. 職員手当 等	353	期末手当	48
										期末手当 (議員)	240
										期末手当 (会計年度任用職員)	19
勤勉手当	44										
		退職手当組合負担金	2								
4. 共 済 費	19	共済組合負担金	△9								
		共済組合負担金 (会計年度任用職員)	25								
		社会保険料 (その他・会計年度任用職員)	3								
計	84,018	529	84,547				529				

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	425,219	△67,649	357,570				△67,649	1. 報酬	954	行政事務職員(会計年度任用職員報酬・1人)
								2. 給料	1,236	一般職給 1,226 再任用職給 10
								3. 職員手当等	1,727	期末手当 668 期末手当(再任用職員) 6 期末手当(特別職) 151 期末手当(会計年度任用職員) 200 勤勉手当 614 勤勉手当(再任用職員) 6 退職手当組合負担金 82
								4. 共済費	393	共済組合負担金 186 共済組合負担金(再任用職員) 1 共済組合負担金(特別職) 15 共済組合負担金(会計年度任用職員) 66

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									共済組合事務費(会計年度任用職員) 2 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) 17 社会保険料(その他・会計年度任用職員) 106	
							8. 旅 費	36	費用弁償	
							10. 需用費	457	消耗品費	
							12. 委託料	△72,452	職員採用試験委託料 36 行政文書管理見直し業務委託料 △71,700 行政文書ペーパーレス化委託料 4,800 空き家等実態調査業務委託料 △5,588	
4. 企画財政管理費	803,374	5,089	808,463			5,200	△111	1. 報 酬	370	行政事務職員報酬(会計年度任用職員)
								3. 職員手当等	57	期末手当(会計年度任用職員)
								4. 共 済 費	119	共済組合負担金(会計年度任用職員) 77 社会保険料(その他・会計年度任用職員) 42

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								18. 負担金補助及び交付金	4,543	杵藤地区広域市町村圏組合負担金(総務費) △457
										移住定住促進事業補助金 5,000
8. 支所管理費	7,927	170	8,097				170	1. 報酬	130	行政事務職員報酬(会計年度任用職員)
								3. 職員手当等	19	期末手当(会計年度任用職員)
								4. 共済費	21	共済組合負担金(会計年度任用職員) 10 社会保険料(その他・会計年度任用職員) 11
計	2,369,762	△62,390	2,307,372			5,200	△67,590			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 税務総務費	50,888	1,420	52,308				1,420	1. 報 酬	260	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)
								2. 給 料	334	一般職給
								3. 職員手当等	601	時間外勤務手当 216 期末手当 171 期末手当 (会計年度任用職員) 38 勤勉手当 156 退職手当組合負担金 20
								4. 共 済 費	225	共済組合負担金 133 共済組合負担金 (会計年度任用職員) 63 社会保険料 (その他・会計年度任用職員) 29
計	94,819	1,420	96,239				1,420			

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 戸籍住民基本台帳費	47,312	11,563	58,875	10,876			687	1. 報酬	135	個人番号カード交付事務職員報酬 (会計年度任用職員)	
								2. 給料	252	一般職給	
								3. 職員手当等	171	期末手当	72
										期末手当 (会計年度任用職員)	19
										勤勉手当	65
										退職手当組合負担金	15
4. 共済費	127	共済組合負担金	41								
		共済組合負担金 (会計年度任用職員)	60								
		社会保険料 (その他・会計年度任用職員)	26								
12. 委託料	10,878	戸籍附票システム改修委託料	4,192								
		住民基本台帳システム改修委託料	6,686								
計	47,312	11,563	58,875	10,876			687				

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 選挙管理委員会費	1,794	△939	855				△939	1. 報酬	△760	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員・1人→0人)	
								3. 職員手当等	△179	期末手当 (会計年度任用職員)	
9. 町議会議員選挙費	20,444	91	20,535				91	1. 報酬	77	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)	
								3. 職員手当等	6	期末手当 (会計年度任用職員)	
								4. 共済費	8	共済組合負担金 (会計年度任用職員)	
14. 県議会議員選挙費	5,170	△3,731	1,439	△4,652			921	1. 報酬	△429	投票管理者等報酬 (29人→0人)	
								3. 職員手当等	△2,712	時間外勤務手当 管理職員特別勤務手当	△2,640 △72
								8. 旅 費	△7	費用弁償 普通旅費	△3 △4
								10. 需用費	△507	消耗品費 燃 料 費 食 糧 費 印刷製本費 修繕料	△245 △9 △120 △33 △100

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
								11. 役 務 費	△315	通信運搬費	
								13. 使用料及 び賃借料	△64	投票所等借上料 選挙用機器リース料	△60 △4
								22. 償還金利 子及び割 引料	303	県支出金精算返納金	
計	27,458	△4,579	22,879	△4,652			73				

(款) 2. 総務費 (項) 5. 統計調査費

2. 指定統計調査費	1,479	22	1,501				22	1. 報 酬	22	行政事務職員報酬(会計年度任用職員)
計	1,497	22	1,519				22			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉総務費	218,150	75,372	293,522				75,372	2. 給料	825	一般職給	
								3. 職員手当等	930	時間外勤務手当	353
										期末手当	277
										勤勉手当	249
										退職手当組合負担金	51
								4. 共済費	216	共済組合負担金	
								10. 需用費	50	消耗品費	
								11. 役務費	308	通信運搬費	187
										手数料	121
12. 委託料	1,200	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム改修委託料(2次分)									
18. 負担金補助及び交付金	73,500	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(2次分)									
27. 繰出金	△1,657	国民健康保険特別会計繰出金(事務費等)	1,465								
		国民健康保険特別会計繰出金(財政安定化支援事業)	△3,122								

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 老人福祉総務費	459,522	441	459,963				441	18. 負担金補助及び交付金	131	杵藤地区広域市町村圏組合負担金(介護保険費)	
								27. 繰出金	310	後期高齢者医療特別会計繰出金	
4. 心身障害者福祉総務費	416,653	1,382	418,035	145			1,237	1. 報酬	264	障害者総合相談窓口相談員報酬(会計年度任用職員)	
								3. 職員手当等	38	期末手当(会計年度任用職員)	
								4. 共済費	89	共済組合負担金(会計年度任用職員) 60 社会保険料(その他・会計年度任用職員) 29	
								12. 委託料	291	障害者福祉サービス等システム改修委託料	
								19. 扶助費	700	補装具費支給事業費	
5. 国民年金費	9,669	116	9,785				116	2. 給料	12	一般職給	
								3. 職員手当等	50	期末手当	25
										勤勉手当	24
										退職手当組合負担金	1
4. 共済費	54	共済組合負担金									

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
7. 地域支援事業費	73,742	244	73,986				244	2. 給料	94	一般職給	84
										再任用職給	10
								3. 職員手当等	118	期末手当	51
										期末手当(再任用職員)	6
勤勉手当	49										
4. 共済費	32	勤勉手当(再任用職員)	6								
		退職手当組合負担金	6								
		共済組合負担金	5								
計	1,228,600	77,555	1,306,155	145			77,410			共済組合負担金(再任用職員)	1
										共済組合負担金(会計年度任用職員)	26

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国庫支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉総務費	138,054	4,919	142,973	956			3,963	1. 報酬	566	放課後児童健全育成事業指導員報酬 (会計年度任用職員) 453	
										子育て支援相談員報酬(会計年度任用職員) 113	
								2. 給料	198	一般職給	
								3. 職員手当等	191	期末手当	84
										期末手当(会計年度任用職員)	19
										勤勉手当	75
										退職手当組合負担金	13
4. 共済費	345	共済組合負担金	190								
		共済組合負担金(会計年度任用職員)	129								
		社会保険料(その他・会計年度任用職員)	26								
19. 扶助費	1,947	子どもの医療費助成									
22. 償還金 利息及び割引料	1,672	国庫支出金精算返納金									
4. 母子福祉費	4,008	860	4,868	336			524	19. 扶助費	860	母子家庭等医療費助成	
計	632,712	5,779	638,491	1,292			4,487				

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保健衛生総務費	92,497	980	93,477				980	1. 報酬	157	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)	
								2. 給料	406	一般職給	
								3. 職員手当等	484	期末手当	227
										期末手当 (会計年度任用職員)	24
										勤勉手当	207
										退職手当組合負担金	26
								4. 共済費	△177	共済組合負担金	△226
共済組合負担金 (会計年度任用職員)	14										
社会保険料 (その他・会計年度任用職員)	35										
22. 償還金利息及び割引料	110	国庫支出金精算返納金	59								
		県支出金精算返納金	51								
2. 予防費	109,745	46,794	156,539	44,448			2,346	1. 報酬	173	予防接種健康被害調査委員会委員報酬 (4人→5人)	
								行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)	133		
								2. 給料	10	再任用職給	

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	31	期末手当(再任用職員) 6 期末手当(会計年度任用職員) 19 勤勉手当(再任用職員) 6
								4. 共済費	27	共済組合負担金(再任用職員) 1 共済組合負担金(会計年度任用職員) 12 社会保険料(その他・会計年度任用職員) 14
								19. 扶助費	44,448	予防接種健康被害救済制度給付費
								22. 償還金利息及び割引料	2,105	国庫支出金精算返納金 2,038 県支出金精算返納金 67
4. 環境衛生費	98,557	5,973	104,530	2,100		3,700	173	2. 給料	24	一般職給
								3. 職員手当等	54	扶養手当 △39 期末手当 44 勤勉手当 47 退職手当組合負担金 2
								4. 共済費	19	共済組合負担金
								18. 負担金補助及び交付金	5,876	家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金
計	552,655	53,747	606,402	46,548		3,700	3,499			

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 塵芥処理費	197,190	929	198,119				929	1. 報酬	135	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)
								3. 職員手当等	19	期末手当 (会計年度任用職員)
								4. 共済費	28	共済組合負担金 (会計年度任用職員) 25 社会保険料 (その他・会計年度任用職員) 3
								18. 負担金補助及び交付金	747	佐賀県西部広域環境組合負担金
2. し尿処理費	88,196	1,684	89,880				1,684	18. 負担金補助及び交付金	1,684	鹿島藤津地区衛生施設組合負担金
計	285,386	2,613	287,999				2,613			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 農業委員会費	21,868	513	22,381				513	1. 報酬	130	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)	
								2. 給料	156	一般職給	
								3. 職員手当等	130	期末手当	53
										期末手当 (会計年度任用職員)	19
										勤勉手当	48
4. 共済費	97	退職手当組合負担金	10								
		共済組合負担金	65								
2. 農業総務費	40,360	683	41,043				683	2. 給料	315	一般職給	
								3. 職員手当等	298	期末手当	146
										勤勉手当	132
										退職手当組合負担金	20
4. 共済費	70	共済組合負担金									
3. 農業振興費	74,996	470	75,466	220			250	1. 報酬	130	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)	

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	19	期末手当 (会計年度任用職員)
								4. 共済費	28	共済組合負担金 (会計年度任用職員)
										社会保険料 (その他・会計年度任用職員)
								18. 負担金補助及び交付金	293	中山間地域等直接支払交付金
7. 農地費	137,677	145	137,822				145	2. 給料	39	一般職給
								3. 職員手当等	88	期末手当
										勤勉手当
										退職手当組合負担金
								4. 共済費	18	共済組合負担金
計	315,575	1,811	317,386	220			1,591			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 林業総務費	13,351	407	13,758				407	2. 給料	138	一般職給	
								3. 職員手当等	189	住居手当	70
										期末手当	58
										勤勉手当	52
										退職手当組合負担金	9
								4. 共済費	80	共済組合負担金	
計	155,246	407	155,653				407				

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

1. 水産業総務費	77,292	200	77,492				200	2. 給料	35	一般職給	27
										再任用職給	8
								3. 職員手当等	101	期末手当	47
										期末手当(再任用職員)	5
										勤勉手当	43
										勤勉手当(再任用職員)	4
										退職手当組合負担金	2
								4. 共済費	64	共済組合負担金	63
										共済組合負担金(再任用職員)	1
計	84,962	200	85,162				200				

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 商工総務費	88,279	818	89,097				818	2. 給料	304	一般職給	
								3. 職員手当等	491	時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金	214 135 123 19
								4. 共済費	23	共済組合負担金	
3. 観光費	122,210	375	122,585				375	10. 需用費	375	印刷製本費	
計	277,785	1,193	278,978				1,193				

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	37,385	△1,448	35,937				△1,448	1. 報 酬	244	登記事務員報酬 (会計年度任用職員) 114 行政事務職員報酬 (会計年度任用職員) 130
								2. 給 料	△1,013	一般職給 (5人→4人)
								3. 職員手当等	△522	住居手当 △188 期末手当 △75 期末手当 (会計年度任用職員) 35 勤勉手当 △53 退職手当組合負担金 △241
								4. 共 済 費	△157	共済組合負担金 △325 共済組合負担金 (会計年度任用職員) 91 共済組合事務費 △6 社会保険料 (その他・会計年度任用職員) 83
計	37,385	△1,448	35,937				△1,448			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 道路橋梁総務費	45,839	135	45,974				135	2. 給料	24	一般職給	
								3. 職員手当等	92	期末手当	47
										勤勉手当	43
										退職手当組合負担金	2
4. 共済費	19	共済組合負担金									
2. 道路維持費	203,176	5,000	208,176			3,000	2,000	12. 委託料	2,000	町道法面伐採及び路肩清掃委託料	
								14. 工事請負費	3,000	町道維持補修事業	
計	331,315	5,135	336,450			3,000	2,135				

(款) 8. 土木費 (項) 4. 港湾費

1. 港湾管理費	4,296	4,000	8,296				4,000	18. 負担金補助及び交付金	4,000	県営港湾整備交付金事業負担金
計	4,296	4,000	8,296				4,000			

(款) 8. 土木費 (項) 5. 住宅費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 住宅管理費	35,929	1,300	37,229				1,300	10. 需用費	1,300	修繕料
計	35,929	1,300	37,229				1,300			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

1. 常備消防費	155,194	1,028	156,222				1,028	18. 負担金補助及び交付金	1,028	杵藤地区広域市町村圏組合負担金(消防費)	
4. 防災費	16,566	1,320	17,886				1,320	12. 委託料	17	防災設備保守等委託料	
								13. 使用料及び賃借料	304	防災行政無線通信回線利用料 雨量観測システム利用料	296 8
								18. 負担金補助及び交付金	999	防災カメラ交換工事負担金	
計	241,698	2,348	244,046				2,348				

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 事務局費	92,823	1,255	94,078				1,255	1. 報酬	479	行政事務職員報酬(会計年度任用職員) 56 心の教室相談員報酬(会計年度任用職員) 33 学校地域連携コーディネーター報酬 (会計年度任用職員) 130 適応教室指導員報酬(会計年度任用職員) 260
								2. 給料	220	一般職給
								3. 職員手当等	389	扶養手当 △12 期末手当 135 期末手当(特別職) 62 期末手当(会計年度任用職員) 66 勤勉手当 124 退職手当組合負担金 14
								4. 共済費	167	共済組合負担金 68 共済組合負担金(特別職) 5 共済組合負担金(会計年度任用職員) 38 社会保険料(その他・会計年度任用職員) 56
計	94,385	1,255	95,640				1,255			

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	96,467	2,041	98,508				2,041	1. 報酬	1,570	学校司書補報酬 (会計年度任用職員) 243 学校業務員報酬 (会計年度任用職員) 350 特別支援教育支援員報酬 (会計年度任用職員) 792 アシスタントティーチャー報酬 (会計年度任用職員) 185
								3. 職員手当等	210	期末手当 (会計年度任用職員)
								4. 共済費	261	共済組合負担金 (会計年度任用職員) 118 社会保険料 (その他・会計年度任用職員) 143
計	115,753	2,041	117,794				2,041			

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	194,938	14	194,952				14	4. 共済費	14	共済組合負担金 (会計年度任用職員)
計	216,413	14	216,427				14			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明								
				特定財源				区分	金額									
				国県支出金	地方債	その他												
1. 社会教育総務費	50,233	691	50,924				691	1. 報酬	150	社会教育指導員報酬 (会計年度任用職員)								
								2. 給料		120	一般職給	110						
											再任用職給	10						
								3. 職員手当等								254	扶養手当	△8
																	期末手当	118
	期末手当 (再任用職員)	6																
	期末手当 (会計年度任用職員)	18																
4. 共済費									107	勤勉手当	107							
										勤勉手当 (再任用職員)	6							
										退職手当組合負担金	7							
4. 共済費									167	共済組合負担金	103							
										共済組合負担金 (再任用職員)	5							
										共済組合負担金 (会計年度任用職員)	59							
3. 公民館費	13,396	306	13,702				306	1. 報酬	28	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)								

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	19	期末手当(会計年度任用職員)
								4. 共済費	64	共済組合負担金(会計年度任用職員)
									25	社会保険料(その他・会計年度任用職員)
								18. 負担金補助及び交付金	195	地区公民館等整備事業費補助金
5. 文化財保護費	8,678	342	9,020				342	1. 報酬	260	行政事務職員報酬(会計年度任用職員)
								3. 職員手当等	39	期末手当(会計年度任用職員)
								4. 共済費	43	共済組合負担金(会計年度任用職員)
									26	社会保険料(その他・会計年度任用職員)
6. 図書館費	23,561	526	24,087				526	1. 報酬	346	図書館司書報酬(会計年度任用職員)
									269	行政事務職員報酬(会計年度任用職員)
								3. 職員手当等	41	期末手当(会計年度任用職員)
								4. 共済費	139	共済組合負担金(会計年度任用職員)
									109	社会保険料(その他・会計年度任用職員)
									30	社会保険料(その他・会計年度任用職員)
計	107,449	1,865	109,314				1,865			

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保健体育総務費	76,265	1,414	77,679				1,414	1. 報酬	376	国民スポーツ大会推進員報酬 (会計年度任用職員)	
								2. 給料	269	一般職給	252
										再任用職給	17
								3. 職員手当等	574	時間外勤務手当	336
時間外勤務手当(再任用職員)	23										
期末手当	95										
期末手当(再任用職員)	10										
勤勉手当	85										
勤勉手当(再任用職員)	9										
4. 共済費	195	退職手当組合負担金	16								
		共済組合負担金	94								
		共済組合負担金(再任用職員)	15								
		共済組合負担金(会計年度任用職員)	49								
		社会保険料(その他・会計年度任用職員)	37								

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 学校給食費	93,023	1,637	94,660				1,637	1. 報酬	1,257	給食センター調理員等報酬 (会計年度任用職員)
								2. 給料	12	一般職給
								3. 職員手当等	209	期末手当 25 期末手当(会計年度任用職員) 159 勤勉手当 24 退職手当組合負担金 1
								4. 共済費	159	共済組合負担金 10 社会保険料(その他・会計年度任用職員) 149
計	209,678	3,051	212,729				3,051			

(款) 11. 災害復旧費 (項) 1. 農林水産施設災害復旧費

1. 農地等災害復旧費	10,105	2,550	12,655	1,275	800	382	93	14. 工事請負費	2,550	農地等災害復旧事業(補助・現年災)
計	10,687	2,550	13,237	1,275	800	382	93			

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 の 手 当	計				
補正後	長等	3		22,164	7,223 (3.40)	6,701	36,088	2,772	38,860	
	議員	11	33,240		10,753 (3.40)		43,993	10,145	54,138	
	その他	752	31,654				31,654		31,654	
	計	766	64,894	22,164	17,976	6,701	111,735	12,917	124,652	
補正前	長等	3		22,164	7,010 (3.30)	6,701	35,875	2,752	38,627	
	議員	11	33,240		10,513 (3.30)		43,753	10,145	53,898	
	その他	780	32,043				32,043		32,043	
	計	794	65,283	22,164	17,523	6,701	111,671	12,897	124,568	
比 較	長等				213		213	20	233	
	議員				240		240		240	
	その他	△ 28	△ 389				△ 389		△ 389	
	計	△ 28	△ 389		453		64	20	84	

2 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	99 (83) [7]	153,880	371,415	304,589	829,884	160,378	990,262	
補 正 前	100 (82) [7]	146,336	367,379	300,463	814,178	157,402	971,580	
比 較	△1 (1) [0]	7,544	4,036	4,126	15,706	2,976	18,682	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	15,298	111,712	65,549	4,049	7,272	4,010
	補 正 前	15,357	108,255	63,213	4,167	7,272	4,010
	比 較	△ 59	3,457	2,336	△ 118	0	0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		27,411	22	721	68,545
	補 正 前		28,909	22	793	68,465
	比 較		△ 1,498	0	△ 72	80

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

[]内は再任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	99 [7]		357,919 [13,496]	270,670 [3,145]	628,589 [16,641]	121,091 [3,363]	749,680 [20,004]	
補 正 前	100 [7]		353,948 [13,431]	267,566 [3,046]	621,514 [16,477]	120,200 [3,339]	741,714 [19,816]	
比 較	△ 1 [0]		3,971 [65]	3,104 [99]	7,075 [164]	891 [24]	7,966 [188]	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	15,298 [0]	79,385 [1,553]	64,446 [1,103]	4,049 [0]	7,272 [0]	3,876 [134]
	補 正 前	15,357 [0]	76,890 [1,514]	62,147 [1,066]	4,167 [0]	7,272 [0]	3,876 [134]
	比 較	△ 59 [0]	2,495 [39]	2,299 [37]	△ 118 [0]	0 [0]	0 [0]

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		27,056 [355]	22 [0]	721 [0]	68,545 [0]
	補 正 前		28,577 [332]	22 [0]	793 [0]	68,465 [0]
	比 較		△ 1,521 [23]	0 [0]	△ 72 [0]	80 [0]

[]内は再任用職員を外書きしたもの

再任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は7人)

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(83) 0	153,880		30,774	184,654	35,924	220,578	
補 正 前	(82) 0	146,336		29,851	176,187	33,863	210,050	
比 較	(1) 0	7,544		923	8,467	2,061	10,528	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後		30,774				
	補 正 前		29,851				
	比 較		923				

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの
 会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は80人)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明		備 考
給 料	3,971 [65]	給与改定に伴う増減分	5,340 [65]			
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分	△ 1,369 [0]			
職員手当	3,104 [99]	制度改正に伴う増減分	5,529 [76]	期末手当	2,721	[39]
				勤勉手当	2,468	[37]
				退職手当組合負担金	340	[0]
		その他の増減分	△ 2,425 [23]	扶養手当	△ 59	[0]
				期末手当	△ 226	[0]
				勤勉手当	△ 169	[0]
				住居手当	△ 118	[0]
				時間外勤務手当	△ 1,521	[23]
				管理職員特別勤務手当	△ 72	[0]
				退職手当組合負担金	△ 260	[0]

[]内は再任用職員を外書きしたもの

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
2. 災 害 復 旧 債	補 正 前 (A)	73,006	70,939	2,600	4,094	69,445
	補 正 (B)			800		800
	補 正 後 (C)	73,006	70,939	3,400	4,094	70,245
(1) 農 林 水 産	補 正 前 (A)	7,917	7,716		827	6,889
	補 正 (B)			800		800
	補 正 後 (C)	7,917	7,716	800	827	7,689
合 計	補 正 前 (A)	4,671,271	4,701,912	341,176	499,452	4,543,636
	補 正 (B)			800		800
	補 正 後 (C)	4,671,271	4,701,912	341,976	499,452	4,544,436

令和5年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		60,811	310	61,121
	1. 一般会計繰入金	60,811	310	61,121
歳入合計		155,367	310	155,677

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 諸支出金		668	310	978
	1. 還付金及び還付加算金	300	310	610
歳 出 合 計		155,367	310	155,677

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
4. 繰入金	60,811	310	61,121	
歳入合計	155,367	310	155,677	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
4. 諸支出金	668	310	978			310	
歳出合計	155,367	310	155,677			310	

2 歳 入

(款) 4. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 事務費繰入金	13,365	310	13,675	1. 事務費繰入金	310	事務費繰入金
計	60,811	310	61,121			

3 歳 出

(款) 4. 諸支出金 (項) 1. 還付金及び還付加算金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保険料還付金	250	310	560			310		22. 償還金利息及び割引料	310	保険料還付金
計	300	310	610			310				

令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,457千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,407,185千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰入金		141,401	14,343	155,744
	1. 他会計繰入金	91,401	△1,657	89,744
	2. 基金繰入金	50,000	16,000	66,000
12. 諸収入		2,057	15,114	17,171
	4. 雑入	2,053	15,114	17,167
歳入合計		1,377,728	29,457	1,407,185

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		16,088	18,444	34,532
	1. 総務管理費	11,601	18,444	30,045
3. 国民健康保険事業費納付金		349,711	0	349,711
	1. 医療給付費分	251,952	0	251,952
6. 保健事業費		23,037	188	23,225
	1. 特定健康診査等事業費	20,360	188	20,548
9. 諸支出金		6,503	988	7,491
	1. 償還金及び還付加算金	2,565	988	3,553
10. 予備費		51,795	9,837	61,632
	1. 予備費	51,795	9,837	61,632
歳出合計		1,377,728	29,457	1,407,185

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
10. 繰入金	141,401	14,343	155,744	
12. 諸収入	2,057	15,114	17,171	
歳入合計	1,377,728	29,457	1,407,185	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 総務費	16,088	18,444	34,532			17,465	979
3. 国民健康保険事業費納付金	349,711	0	349,711			△3,122	3,122
6. 保健事業費	23,037	188	23,225				188
9. 諸支出金	6,503	988	7,491				988
10. 予備費	51,795	9,837	61,632				9,837
歳出合計	1,377,728	29,457	1,407,185			14,343	15,114

2 歳 入

(款) 10. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	91,401	△1,657	89,744	4. 事務費等繰入金	1,465	事務費等繰入金
				6. 財政安定化支援繰入金	△3,122	財政安定化支援事業繰入金
計	91,401	△1,657	89,744			

(款) 10. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 支払準備基金繰入金	50,000	16,000	66,000	1. 支払準備基金繰入金	16,000	国民健康保険給付費基金繰入金
計	50,000	16,000	66,000			

(款) 12. 諸収入 (項) 4. 雑入

6. 過年度収入	0	15,114	15,114	1. 過年度収入	15,114	過年度収入
計	2,053	15,114	17,167			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	10,504	18,444	28,948			17,465	979	1. 報 酬	134	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)
								3. 職員手当等	19	期末手当 (会計年度任用職員)
								4. 共 済 費	26	共済組合負担金 (会計年度任用職員)
										社会保険料 (その他・会計年度任用職員)
								12. 委 託 料	18,265	電算システム改修業務委託料
										1,465
										国民健康保険市町村事務処理標準システム導入事業委託料
										16,800
計	11,601	18,444	30,045			17,465	979			

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 1. 医療給付費分

1. 一般被保険者医療給付費分	251,952	0	251,952			△3,122	3,122			財源組替
計	251,952	0	251,952			△3,122	3,122			

(款) 6. 保健事業費 (項) 1. 特定健康診査等事業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 特定健康診査等事業費	20,360	188	20,548				188	1. 報酬	123	看護師報酬 (会計年度任用職員)
								3. 職員手当等	14	期末手当 (会計年度任用職員)
								4. 共済費	51	共済組合負担金 (会計年度任用職員) 37 社会保険料 (その他・会計年度任用職員) 14
計	20,360	188	20,548				188			

(款) 9. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

1. 一般被保険者保険税還付金	2,500	360	2,860				360	22. 償還金利息及び割引料	360	一般被保険者還付金
9. 県支出金精算返納金	1	628	629				628	22. 償還金利息及び割引料	628	県支出金精算返納金
計	2,565	988	3,553				988			

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	51,795	9,837	61,632				9,837			
計	51,795	9,837	61,632				9,837			

補正予算給与費明細書

2. 一般職

(1) 総括

(単位:人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(2) 0	4,369		848	5,217	936	6,153	
補 正 前	(2) 0	4,112		815	4,927	859	5,786	
比 較	(0) 0	257		33	290	77	367	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後			848			
	補 正 前			815			
	比 較			33			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(2) 0	4,369		848	5,217	936	6,153	
補 正 前	(2) 0	4,112		815	4,927	859	5,786	
比 較	(0) 0	257		33	290	77	367	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後			848			
	補 正 前			815			
	比 較			33			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は2人)

令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）

令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第1表 歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳出予算補正

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		48,570	173	48,743
	1. 事業費	48,570	173	48,743
3. 予備費		369	△173	196
	1. 予備費	369	△173	196
歳出合計		66,644	0	66,644

歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1. 事業費	48,570	173	48,743				173
3. 予備費	369	△173	196				△173
歳出合計	66,644	0	66,644				

2 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 事業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	8,787	173	8,960				173	2. 給 料	44	一般職給
								3. 職員手当 等	47	期末手当 24 勤勉手当 21 退職手当組合負担金 2
								4. 共 済 費	36	共済組合負担金
								10. 需 用 費	46	印刷製本費
計	48,570	173	48,743				173			

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	369	△173	196				△173			
計	369	△173	196				△173			

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位:人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1		3,198	2,362	5,560	966	6,526	
補 正 前	1		3,154	2,315	5,469	930	6,399	
比 較	0		44	47	91	36	127	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	318	714	543	0		0
	補 正 前	318	690	522	0		0
	比 較	0	24	21	0		0

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		185	602
	補 正 前		185	600
	比 較		0	2

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	44	給与改定に伴う増減分	44		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	47	制度改正に伴う増減分	47	期末手当 24 勤勉手当 21 退職手当組合負担金 2	
		その他の増減分			

令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度太良町簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	事 業 費	111,800千円	0千円	111,800千円
第1項	営 業 費 用	91,618千円	465千円	92,083千円
第4項	予 備 費	17,298千円	△465千円	16,833千円

第3条 予算第6条(1)中「19,725千円」を「20,190千円」に改める。

令和5年12月8日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 5 年度 太良町簡易水道事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説 明
1 事業費			111,800	0	111,800	
	1 営業費用		91,618	465	92,083	
		2 配水及び給水費	21,604	360	21,964	
		4 総係費	12,514	105	12,619	
	4 予備費		17,298	△465	16,833	
		1 予備費	17,298	△465	16,833	
収益的支出合計			111,800	0	111,800	

令和 5 年度 太良町簡易水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説 明
1 事業費		111,800	0	111,800			
1 営業費用		91,618	465	92,083			
	2 配水及び給水費	21,604	360	21,964			
					1 給料	210	一般職給
					2 手当等	124	扶養手当 26 通勤手当 6 住居手当 △51 期末手当 73 勤勉手当 57 退職手当組合負担金 13
					4 法定福利費	26	職員共済費 26
	4 総係費	12,514	105	12,619			

(單位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説明
					1 給料	12	一般職給
					2 手当等	41	期末手当 勤勉手当
					4 法定福利費	52	職員共済費
4 予備費		17,298	△465	16,833			
	1 予備費	17,298	△465	16,833			
					1 予備費	△465	
収益の支出合計		111,800	0	111,800			

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	5	3	40	9,247	7,823	17,110	3,080	20,190
	資本勘定支弁職員								
	合 計	5	3	40	9,247	7,823	17,110	3,080	20,190
補正前	損益勘定支弁職員	5	3	40	9,025	7,658	16,723	3,002	19,725
	資本勘定支弁職員								
	合 計	5	3	40	9,025	7,658	16,723	3,002	19,725
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	0	222	165	387	78	465
	資本勘定支弁職員								
	合 計	0	0	0	222	165	387	78	465

手 当 の 訳 内	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	住 居 手 当	合 計
	補正後	146		4,773	116	600	1,729	459	7,823
	補正前	120		4,602	110	600	1,716	510	7,658
	比 較	26		171	6	0	13	△ 51	165

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	222	給与改定に伴う増減分	222		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	165	制度改正に伴う増減分	184	期末勤勉手当 171 退職手当組合負担金 13	
		その他の増減分	△ 19	扶養手当 26 通勤手当 6 住居手当 △ 51	

議案第94号

令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和5年度太良町水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度太良町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	事 業 費	54,700千円	0千円	54,700千円
第1項	営 業 費 用	44,738千円	238千円	44,976千円
第2項	営 業 外 費 用	2,826千円	13千円	2,839千円
第4項	予 備 費	7,135千円	△251千円	6,884千円

第3条 予算第5条(1)中「14,208千円」を「14,446千円」に改める。

令和5年12月8日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 5 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説 明
1 事業費			54,700	0	54,700	
	1 営業費用		44,738	238	44,976	
		2 配水及び給水費	16,652	175	16,827	
		4 総係費	10,627	63	10,690	
	2 営業外費用		2,826	13	2,839	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	671	13	684	
	4 予備費		7,135	△251	6,884	
		1 予備費	7,135	△251	6,884	
収益的支出合計			54,700	0	54,700	

令和 5 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説 明
1 事業費		54,700	0	54,700			
1 営業費用		44,738	238	44,976			
	2 配水及び給水費	16,652	175	16,827			
					1 給料	58	企業職給
					2 手当等	52	期末手当 25 勤勉手当 23 退職手当組合負担金 4
					4 法定福利費	65	職員共済費
	4 総係費	10,627	63	10,690			
					1 給料	12	企業職給
					2 手当等	43	期末手当 22 勤勉手当 20

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説明
							退職手当組合負担金 1
					4 法定福利費	8	職員共済費
2 営業外費用		2,826	13	2,839			
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	671	13	684			
					1 企業債利息	13	
4 予備費		7,135	△251	6,884			
	1 予備費	7,135	△251	6,884			
					1 予備費	△251	
収益の支出合計		54,700	0	54,700			

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		2		7,134	5,090	12,224	2,222	14,446
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,134	5,090	12,224	2,222	14,446
補正前	損益勘定支弁職員		2		7,064	4,995	12,059	2,149	14,208
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,064	4,995	12,059	2,149	14,208
比較	損益勘定支弁職員		0		70	95	165	73	238
	資本勘定支弁職員								
	合 計		0		70	95	165	73	238

手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	住 居 手 当	合 計
	補正後	378		2,689	75	600	1,348		5,090
	補正前	378		2,599	75	600	1,343		4,995
	比較	0		90	0	0	5		95

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	70	給与改定に伴う増減分	70		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	95	制度改正に伴う増減分	95	期末勤勉手当 90 退職手当組合負担金 5	
		その他の増減分			

令和5年度 町立太良病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度町立太良病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第3款	居宅介護支援事業収益	16,824千円	2,400千円	19,224千円
第1項	介護保険事業収益	16,662千円	2,400千円	19,062千円
	収入合計	1,403,368千円	2,400千円	1,405,768千円
支 出				
(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	病院事業費用	1,230,011千円	△4,076千円	1,225,935千円
第1項	医業費用	1,206,202千円	△4,076千円	1,202,126千円
第3款	居宅介護支援事業費用	19,823千円	4,076千円	23,899千円
第1項	介護保険事業費用	19,823千円	4,076千円	23,899千円
第6款	予備費	43,901千円	2,400千円	46,301千円
第1項	予備費	43,901千円	2,400千円	46,301千円
	支出合計	1,403,368千円	2,400千円	1,405,768千円

令和5年12月8日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和5年度 町立太良病院事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
3 居宅介護支援事業収益			16,824	2,400	19,224
	1 介護保険事業収益		16,662	2,400	19,062
		1 介護給付等収益	16,662	2,400	19,062
収益的収入合計			1,403,368	2,400	1,405,768

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用			1,230,011	△ 4,076	1,225,935
	1 医業費用		1,206,202	△ 4,076	1,202,126
		1 給与費	783,207	△ 4,076	779,131
3 居宅介護支援事業費用			19,823	4,076	23,899
	1 介護保険事業費用		19,823	4,076	23,899
		1 給与費	17,865	4,076	21,941
6 予備費			43,901	2,400	46,301
	1 予備費		43,901	2,400	46,301
		1 予備費	43,901	2,400	46,301
収益的支出合計			1,403,368	2,400	1,405,768

令和5年度 町立太良病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
3 居宅介護支援 事業収益		16,824	2,400	19,224			
1 介護保険 事業収益		16,662	2,400	19,062			
	1 介護給付 等収益	16,662	2,400	19,062			
					1 介護保険収益	2,400	一般
収益的収入合計		1,403,368	2,400	1,405,768			

(支出)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 病院事業費用		1,230,011	△ 4,076	1,225,935			
1 医業費用		1,206,202	△ 4,076	1,202,126			
	1 給与費	783,207	△ 4,076	779,131			
					2 看護師給	△ 2,020	看護師(4人→3人) (会計年度任用職員)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
					6 看護師手当等	△ 754	看護師 (6人→5人) (会計年度任用職員)
					10 法定福利費	△ 704	職員共済費 △ 692 共済組合事務費 △ 12
					11 退職手当組合 負担金	△ 384	退職手当組合負担金
					12 退職給付費	△ 101	退職給与引当金充当分
					13 賞与引当金 繰入額	△ 113	賞与引当金充当分
3 居宅介護支援 事業費用		19,823	4,076	23,899			
1 介護保険 事業費用		19,823	4,076	23,899			
	1 給与費	17,865	4,076	21,941			
					1 介護支援専門員給	2,020	介護支援専門員 (3人→4人) (会計年度任用職員)
					2 介護支援専門員 手当等	754	介護支援専門員 (4人→5人) (会計年度任用職員)
					4 法定福利費	704	健康保険料等

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
					5 退職手当組合 負担金	384	退職手当組合負担金
					6 退職給付費	101	退職給与引当金充当分
					7 賞与引当金 繰入額	113	賞与引当金充当分
6 予備費		43,901	2,400	46,301			
1 予備費		43,901	2,400	46,301			
	1 予備費	43,901	2,400	46,301	1 予備費	2,400	
収益的支出合計		1,403,368	2,400	1,405,768			

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	議案上程 町長提案 議案第96号～議案第97号 町長の提案理由の説明
追加日程第 2	議案第96号 教育委員会教育長の任命について
追加日程第 3	議案第97号 令和5年度太良町一般会計補正予算（第7号）について
追加日程第 4	発議第 3号 太良町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

追加提出議案目録

議案第96号 教育委員会教育長の任命について

議案第97号 令和5年度太良町一般会計補正予算（第7号）について

上記のとおり

令和5年12月15日

太良町長 永 淵 孝 幸

追加提出議案目録

発議第 3号 太良町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記のとおり

令和5年12月15日

太良町議会議長 江口孝二

議案第96号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を太良町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年12月15日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

住 所

氏 名 岡 陽子

生年月日

（提案理由）

令和5年12月23日をもって退職する松尾雅晴氏の後任として、岡陽子氏を教育委員会教育長として任命することについて議会の同意を得たいので、この案を提出する。

議案第97号

令和5年度太良町一般会計補正予算（第7号）

令和5年度太良町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,841千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,320,231千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月15日提出
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		2,687,863	40,312	2,728,175
	1. 地方交付税	2,687,863	40,312	2,728,175
14. 国庫支出金		785,300	134,297	919,597
	1. 国庫負担金	531,835	44,460	576,295
	2. 国庫補助金	250,895	89,837	340,732
18. 繰入金		1,568,164	△86,768	1,481,396
	2. 基金繰入金	1,564,179	△86,768	1,477,411
歳入合計		8,232,390	87,841	8,320,231

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		1,944,648	0	1,944,648
	1. 社会福祉費	1,306,155	0	1,306,155
4. 衛生費		894,401	44,460	938,861
	1. 保健衛生費	606,402	44,460	650,862
7. 商工費		278,978	43,381	322,359
	1. 商工費	278,978	43,381	322,359
歳 出 合 計		8,232,390	87,841	8,320,231

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
10. 地方交付税	2,687,863	40,312	2,728,175	
14. 国庫支出金	785,300	134,297	919,597	
18. 繰入金	1,568,164	△86,768	1,481,396	
歳入合計	8,232,390	87,841	8,320,231	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 民生費	1,944,648	0	1,944,648	55,094			△55,094
4. 衛生費	894,401	44,460	938,861	44,460			
7. 商工費	278,978	43,381	322,359	34,743			8,638
歳出合計	8,232,390	87,841	8,320,231	134,297			△46,456

2 歳入

(款) 10. 地方交付税 (項) 1. 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	2,687,863	40,312	2,728,175	1. 地方交付税	40,312	普通交付税
計	2,687,863	40,312	2,728,175			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

2. 衛生費国庫負担金	59,700	44,460	104,160	1. 保健衛生費負担金	44,460	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金(10/10)
計	531,835	44,460	576,295			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	109,753	89,837	199,590	2. 緊急経済対策費補助金	89,837	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(定額)
計	250,895	89,837	340,732			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	316,277	△86,768	229,509	1. 財政調整基金繰入金	△86,768	財政調整基金繰入金
計	1,564,179	△86,768	1,477,411			

3 歳 出

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	293,522	0	293,522	55,094			△55,094			財源組替
計	1,306,155	0	1,306,155	55,094			△55,094			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

2. 予防費	156,539	44,460	200,999	44,460				19. 扶助費	44,460	予防接種健康被害救済制度給付費
計	606,402	44,460	650,862	44,460						

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

2. 商工業振興費	67,103	43,381	110,484	34,743			8,638	10. 需用費	745	消耗品費	30
										印刷製本費	715
								11. 役務費	1,504	通信運搬費	
								12. 委託料	41,132	地域共通商品券換金業務委託料	
計	278,978	43,381	322,359	34,743			8,638				

令和5年12月15日

太良町議会議長
江口孝二様

提出者	太良町議会議員	坂口久信
賛成者	太良町議会議員	大鋸美里
〃	〃	森田政則
〃	〃	峰正雄
〃	〃	山口一生
〃	〃	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	所賀廣
〃	〃	川下武則

太良町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

太良町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、太良町議会議員（以下「議員」という。）が太良町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における太良町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。